

1 文化財保護法

〔国指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可〕（第125条）

法の趣旨	文化財を保存し、かつその活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献する。
許可の必要な行為	次の行為を行う場合 1 史跡名勝天然記念物の現状に何らかの変更を招来する一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
許可の必要な区域	史跡名勝天然記念物として指定されている区域 〔保存に影響を及ぼす行為については、指定地周辺部までを対象とする場合もある。〕
許可権者	文化庁長官 〔軽微なものについては、福島県教育委員会あるいは史跡名勝天然記念物の所在する市の文化財保護行政担当部局が許可し、文化庁長官に報告する。〕
許可の基準	文化庁長官（権限を委譲されているものについては、福島県教育委員会または市の文化財保護行政担当部局）がやむを得ないと判断するもの
担当機関	本庁 教育庁 文化財課 市町村 文化財保護行政担当部局
手続フローチャート	<pre> graph TD A[申請者] -- 申請 --> B[市町村文化財保護行政担当部局の長] B -- 副申 --> C[県教育委員会教育長] C -- 副申 --> D[文化庁長官] B -.-> E[軽微な許可・市] C -.-> F[軽微な許可・県] D --- G[許可] </pre>
備考	史跡、名勝、天然記念物は、個々の性格や規模等の内容において個性的であり、現況も様々であることから、一様に許可基準を定めることが困難である。そのため、指定地及びその周辺で現状変更を実施しようとする場合には、計画作成の早い段階から事前協議を十分に実施する必要がある。